#### 長久手小学校区地域学校協働本部設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長久手小学校区において、地域の人たちが、子どもたちの生き抜く力を育て、学力を育む活動に取り組むことで、子どもたちの豊かな育ちを支え、開かれた学校を目指すとともに、そこに関わる大人たちの成長にもつながり、ひいては地域が成長するための活動を推進する組織の設置について必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この組織は、長久手小学校区地域学校協働本部(以下「協働本部」という。)と称する。

(定義)

- 第3条 この要綱において、用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
  - (1) 学校 長久手市立学校設置条例第2条に定められた長久手市立長久手小学校
  - (2) 長久手小学校区 長久手市立小中学校通学区域に関する規則第2条に定められた長久手小学校の通学区域
  - (3) 協働活動 学校を支援するための活動
  - (4) 教育委員会 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条に基づき 設置された長久手市教育委員会
  - (5) 本部員 長久手小学校を支援するための活動に賛同し登録した者
  - (6) 本部会議 協働本部の活動において、議決の役割を担う機関 (組織)
- 第4条 協働本部は、次の者によって組織する。
  - (1) 本部員
  - (2) 地域コーディネーター (以下「コーディネーター」という。) (本部会議)
- 第5条 協働本部に本部会議を設置する。
- 2 本部会議は協働本部の次に掲げる事項の議決機関の役割を担う。
  - (1) 協働本部の事業計画
  - (2) 協働本部の予算及び決算
  - (3) 協働本部事業の評価及び検証
  - (4) 長久手小学校区地域学校協働本部設置要綱の改廃
  - (5) 協働本部の活動において審議が必要な事項
- 3 本部会議の委員は13人以内とし、コーディネーターのほか次に掲げる者 のうちから教育委員会が委嘱する。
  - (1) 本部員

- (2) 学校の校長
- (3) 教育委員会が適当と認める者
- 4 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は 前任者の残任期間とする。
- 5 本部会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。 (本部長)
- 第6条 本部会議に本部長を置く。
- 2 本部長は本部会議において互選する。
- 3 本部長は、会務を総理し、協働本部を代表する。
- 4 本部会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。
- 5 本部長の指名により、本部会議に副本部長を置く。
- 6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 本部会議の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長 の決するところによる。

(本部員)

- 第7条 本部員となる者は所定の事項を記載した本部員登録届出書(様式第1号) を本部長に提出しなければならない。
- 2 本部員を辞退するときは辞退届(様式第2号)を本部長に提出しなければならない。
- 3 本部員は、次に掲げる活動を行うことができる。
  - (1) 登下校中の安全確保の支援
  - (2) 学習支援
  - (3) 学校の校内環境整備の支援
  - (4) 学校行事に係る支援
  - (5) 課外活動等の指導者の支援
  - (6) 学校の子どもたちの健全な育成に関し、本部会議が必要と認める支援
- 4 本部会議は、本部員が第1条の目的に反する活動を行うなど、本部員としてふさわしくないと認めたときは、本部会議の議決を経て本部員の登録を抹消することができる。

(コーディネーター)

- 第8条 コーディネーターは、地域の実情を考慮のうえ、教育委員会が配置する。
- 2 コーディネーターは次に掲げる事項を行う。
  - (1) 学校や地域の課題解決に向けた総合的な連絡及び調整
  - (2) 学校の教育活動への支援、企画及び参加促進
  - (3) 本部員の連携及び調整

- (4) 本部員の養成及び活動充実のための企画
- (5) 協働本部の広報活動
- (6) この要綱の目的を達成するために必要な活動 (守秘義務)
- 第9条 本部員及び本部会議の委員は、活動上知り得た個人情報等を適切に管理し、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (指導及び助言)
- 第10条 教育委員会は、協働本部に対し運営状況等について、必要な予算の 執行、指導及び助言を行うものとする。 (庶務)
- 第11条 協働本部の庶務は、教育部教育総務課において処理する。 (補足)
- 第12条 この要綱に定めるもののほか、協働本部に関し必要な事項は、教育 委員会と協働本部が協議のうえ別に定める。

附則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

### 様式第1号(第7条関係)

# 長久手小学校区地域学校協働本部 本部員登録届出書

長久手小学校区地域学校協働本部本部長 殿

長久手小学校区地域学校協働本部の活動目的に賛同し、下記のとおり本部員として登録します。

届出日 年 月 日

氏	名	
住	所	〒
電話番	号	
FAX 番	号	
メールアドレス		

#### 様式第2号(第7条関係)

# 長久手小学校区地域学校協働本部 本部員辞退届

長久手小学校区地域学校協働本部本部長 殿

長久手小学校区地域学校協働本部の本部員を下記のとおり辞退します。

届出日 年 月 日

氏	名	
住	所	〒
電話番	号	
FAX 番	号	
メールアド	レス	